

ねりま 選挙啓発広報誌

白ばら



7月5日

東京都知事選挙
忘れずに投票に
行きましょう!

発行 練馬区選挙管理委員会・練馬区明るい選挙推進協議会 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 電話03(5984)1399(直通)

2019年度 明るい選挙啓発ポスターコンクール



東京都最優秀賞



昔も 今も これからも

公益財団法人明るい選挙推進協会会長・
都道府県選挙管理委員会連合会会長賞

貫井中学校 3年 吉國 彩月さん



○作品に関して、どのようなことを思って描きましたか。

令和となったこれからも明るい選挙をして、明るい未来になってほしいので、明るい色を多く使い描きました。

○選挙に関してどのようなイメージがありますか。

選挙での一票はたった一票ではなく、未来をより良くするための大切な一票だと思います。

練馬区選挙管理委員会では、将来の有権者である小学校・中学校・高等学校の児童生徒を対象に、選挙に対する関心を高めてもらうため、「明るい選挙啓発ポスターコンクール」を実施しています。2019年度は、練馬区で1,652点(東京都全体20,907点)の応募があり、練馬区審査で入選した60点の中から、全国審査で公益財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長賞1点、東京都審査で最優秀賞1点、優秀賞2点(2ページ)、入選5点(3ページ)が選ばれました。

2019年度 東京都明るい選挙ポスターコンクール 表彰式

～受賞された学校の生徒たち～



令和元年11月27日(水)、新宿NSビル30階スカイカンファレンスルームにて、2019年度東京都明るい選挙ポスターコンクール表彰式が行われました。練馬区からは最優秀賞を1名、優秀賞を2名が受賞し、表彰式にて賞状を受け取りました。みなさん、おめでとうございます！
(右から、吉國さん、選挙のめいすいくん、木下さん、岩井さん)

2019年度 東京都明るい選挙ポスターコンクール 優秀賞作品(練馬区分) (敬称略)



大泉桜高等学校
2年 木下 雪乃



大泉桜高等学校
2年 岩井 匠

2019年度 東京都明るい選挙ポスターコンクール 入選作品(練馬区分)(敬称略)



貫井中学校
3年 藤井 小桃



石神井中学校
3年 山本 瀧之介



大泉中学校
2年 田中 偉武生



大泉桜高等学校
2年 藤田 彩華



大泉桜高等学校
2年 佐藤 萌絵

2019年度 練馬区明るい選挙啓発ポスターコンクール 入選作品(敬称略)

小学生

早宮小学校
6年 金澤萌々香

感謝状贈呈校

多くの作品の応募があり、優秀な作品が多くあった学校に感謝状が贈呈されました。
光が丘秋の陽小学校 石神井中学校 大泉桜高等学校

中学生

開進第一中学校

3年 大矢 北斗
3年 植栗 綾香
3年 高橋 礼那
3年 新井 瑠夏

開進第三中学校

1年 熊谷 玲美
2年 松井菜々花

貫井中学校

3年 橋上 葵
3年 藤井 小桃
3年 吉國 彩月

豊浜中学校

3年 篠原 力太

石神井中学校

1年 曾根 莉子
1年 宮田 杷奈
2年 西田 龍駕
2年 内山 伶
2年 山口 新太
2年 徳田 紫
2年 畑川 留奈
3年 石舘野乃子
3年 内藤 舞

大泉中学校

2年 藤 華
2年 奥山 紗香
2年 川上 あい
2年 工藤ひかり
2年 松下 藍莉

2年 沖塩 日和

2年 菊池 遥

2年 田中偉武生

2年 葉梨 結衣

2年 吉竹しおん

2年 坪川 和歌

関中学校

2年 浅見 百香

2年 大木 加奈

2年 山崎 亮太

関中学校

2年 青木さくら

2年 寺島さくら

3年 矢澤 結唯

3年 板橋 紗希

3年 山口 潤士

3年 平田 晃莉

3年 松川 瑞月

八坂中学校

3年 鈴木 遥菜

3年 三宅 陽菜

高校生

大泉桜高等学校

2年 上野 隼
2年 岩井 匠
2年 上山あいな

2年 橋本 理美

2年 藤田 彩華

2年 飛沢 宥杜

2年 上野 春佳

2年 木下 雪乃

2年 佐藤 萌絵

2年 出ッ所莉子

2年 西村 妙音

令和元年度 明るい選挙推進委員の活躍(選挙啓発事業)

明るい選挙推進委員は、選挙が正しく行われるよう、また、より多くの有権者の皆さんが選挙制度の理解を深め、投票に参加していただけるよう日頃から様々な活動を展開しています。

今年度も多くの啓発活動を実施しましたので、ご紹介します。

選挙啓発大使と一緒に楽しく選挙について考える！

内 容

「選挙」と聞くと堅苦しいイメージが先行しますが、お笑い芸人が選挙啓発大使として選挙トークをすることで楽しく選挙について考えることができます。



選挙啓発大使「ねりまだいこん。」による選挙トーク



話しあい指導員による選挙講話

紙芝居を用いた選挙クイズで簡単に学べる！



紙芝居による選挙クイズ



参加者に寄附禁止リーフレットを配付

内 容

明るい選挙推進委員が紙芝居を使って、選挙についてわかりやすくお話をします。

寄附などの難しい内容も紙芝居によるクイズ形式にすることで簡単に学ぶことができます。

児童館でイチオシお菓子選挙を実施！

内 容

児童館にて選挙啓発DVDの放映とイチオシお菓子を選ぶ模擬投票を実施しました。

小さいころから政治や選挙へ関心を持ってもらうとともに、家で話題にしてもらうことで、子どもから大人への啓発を狙っています。



選挙のDVDを鑑賞中



開票も自分たちでやりました

令和元年度 主権者教育支援事業(模擬投票等)

令和元年度実施校一覧

	実施日	学 校 名	内 容
小 学 校	12/5	春日小学校	政治や選挙について考えるワークショップと模擬投票
	1/16	豊溪小学校	
	1/24	向山小学校	
	1/28	豊玉東小学校	
	1/29	北町小学校	
	1/31	大泉北小学校	
	2/5	光が丘春の風小学校	
	2/7	関町北小学校	
	2/10	開進第四小学校	
	2/13	立野小学校	
	2/14	高松小学校	
	2/17	石神井台小学校	
中 学 校	9/9	大泉桜学園(中学校)	模擬投票
	9/13	八坂中学校	生徒会選挙支援
	9/19	三原台中学校	
	9/19	石神井東中学校	
	9/19	開進第二中学校	
	9/19	谷原中学校	
	9/26	光が丘第二中学校	
	10/4	開進第四中学校	
高 校	11/26	旭丘中学校	(株)笑下村塾による講演と模擬投票※
	7/12	井草高等学校	参議院議員選挙にあわせた模擬投票
	7/17	富士見中学高等学校	参議院議員選挙にあわせた模擬投票
	12/8	石神井高等学校	出前授業・模擬投票
特 別 支 援 学 校	9/20	旭出学園(高等部専攻科)	出前授業・模擬投票
	1/23.1/30	練馬特別支援学校	出前授業・模擬投票

※区選管と民間事業者による講演を実施。



(株)笑下村塾による講演(旭丘中学校)



選挙体験教室での模擬投票の様子(開進第四小学校)

選挙啓発事業や主権者教育(模擬投票、出前授業)は、地域の集まり等でも実施可能です。
お気軽に選挙管理委員会事務局(03-5984-1399)までご相談ください。

国分寺市明るい選挙推進協議会との交流



お互いの推進委員が意見交換中



貴重な意見交換の場となりました

令和元年11月19日(火)、先進的な選挙啓発活動を学ぶため、国分寺市明るい選挙推進協議会との交流を実施しました。当日はお互いの啓発活動を紹介し、その後意見交換を行いました。今回の交流により得られた啓発内容を参考にし、今後も効果的な選挙啓発活動を展開していきます。

練馬区明るい選挙政治教養講座



講師の伊藤雅之氏

令和2年1月18日(土)、生涯学習センターにて、NHK解説副委員長の伊藤雅之氏を講師にお迎えし、練馬区明るい選挙政治教養講座を開催しました。

「日本の将来と主権者の判断」というテーマで、分かりやすく政治について、お話をいただきました。今後の日本の政治課題を展望し、主権者である国民の判断が重要であることを再確認するとともに、将来を担う若い世代の政治への関心をいかに高めていくのか、参加者と一緒に考えました。



寄附の禁止について

『政治家は贈らない』『有権者は求めない』



政治家が、選挙区内の人に対して寄附をすることは、公職選挙法で禁止されています。また、有権者が公職の候補者等に対して、寄附をするよう勧めたり、寄附を求めることも禁止されています。寄附禁止のルールを守って明るい選挙を実現しましょう。

政治家からの寄附の禁止

政治家は、選挙区内の人や団体に対して寄附をすることは、その時期や理由がどのようなものであっても禁止されています。例えば、お歳暮や、お祭りへの寄附や差し入れ等をすることも禁止されています。

政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附を出すよう勧誘、要求したりすることは禁止されています。

政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役職員、構成員である団体・会社が、選挙区内の人や団体に対して、政治家の氏名を表明して、あるいは氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されています。



そのほかにも公職選挙法で制限されていることがあります。

年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、年賀状などを出すことも、答礼も（自筆によるものを除き）禁止されています。

政治活動用ポスターの掲示の制限

政治家個人が行う議会活動報告会や政党等の政策普及宣伝などは選挙運動にわたらない限り自由に行うことができます。しかし、政治家や後援団体の政治活動で使用されるポスターについては制限があります。代表的な例については以下のとおりです。

- ・政治活動用ポスターの内容が『私に一票をいれてください』というような「選挙運動」にみられる記載があると違法になる可能性があります。
- ・「個人の政治活動用のポスター」は任期満了の日から6カ月前以後は貼ることができません。

詳しくは、区ホームページ（選挙管理委員会）をご覧ください。
（QRコードからもアクセスできます）

練馬区選挙管理委員会では、寄附禁止リーフレット、ポスターの区内への配布を行っています。



選挙の当日に投票所に行けない方は、期日前投票をご活用ください！

